

2 葛子育第46-4号
令和2年5月25日

葛飾区内の保育施設・学童保育クラブ等に
お子さんが在籍する保護者の勤務先事業者の皆さま

葛飾区長 青木 克徳

新型コロナウイルス感染予防のため家庭保育等の要請について

日頃より、葛飾区の子育て支援事業にご理解、ご協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、東京都を対象とした新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が、令和2年5月25日に解除されました。

しかしながら、国において「新しい生活様式」の実践例が示されるなど、新型コロナウイルスの感染予防策には、今後も取り組んでいく必要があります。

そのため、葛飾区内の保育施設や学童保育クラブ等をご利用のお子さんの保護者に対しましては、引き続きご家庭で保育等をしていただくよう要請しております。

事業者の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルスの感染予防にご協力いただき、区内の保育施設や学童保育クラブに在籍児がいる保護者の勤務につきまして、特段のご配慮をいただきますよう、お願い申し上げます。